

会 議 録

会 議 の 名 称	玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 第5回会議
開 催 日 時	平成17年 7月 7日（木） 午後 1時30分から 午後 4時10分まで
開 催 場 所	玉村町役場 2階 小会議室
出 席 者	町民代表委員 4名 町議会議員代表委員 4名 町職員代表 3名 事務局 3名 以上14名
会 議 の 議 題	協議事項 1) 玉村町自治基本条例（仮称）案について ①前文について、②体系について、③各条文について 2) 玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会条例（案）について 3) 玉村町自治基本条例（仮称）の策定過程のHP公開について
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 資 料	

会 議 経 過

1. 開会：事務局

時間になりましたので、第5回の会議を始めさせていただきます。会議に先立ちまして、〇〇委員が欠席しておりますので、ご了解願います。では、会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

2. あいさつ：会長

皆様、こんにちは。本日、お集まりいただきまして、ありがとうございます。7月7日は七夕ですが、夕方には雨が降るといふ天気予報です。一年に一回のことですので、あまり降っていただきたくないと思ひます。

皆様にはお力をお貸しいただき、ありがとうございます。皆様のお手元に、大系とご意見をまとめた資料があると思ひます。そういった資料を見ながら、また、一番大切な前文についてご意見をいただけたらと思ひます。議事がスムーズに進行できますよう、貴重なお意見をいただきたいと思ひますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

3. 協議事項

1) 玉村町自治基本条例（仮称）（案）について

①前文について

司会

では、協議事項に入ります。前回の会議で、前文について、皆様のお知恵を貸していただきたいといふことで、書いてきていただけるようお願ひ致しましたが。前文を書いてきていただいている方がいれば、今いただきたいのですが。既に、何人かの委員さんからいただいております。何もないところから始めましょうといふと、なかなか話しが進みませんので、出していただいた方にご了承を得ながら、その文章を参考にしたいと思ひますが、よろしいでしょうか？

（了承を得る）

事務局

では、コピーをいたしますので、しばらくお待ち下さい。

司会

事務局にコピーしていただいている間に、お手元の資料に目を通していただきたいと思ひます。これを読んでいただいて、細かいことは後でしますが、全体についての感想を二、三伺わせていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

委員 前文以外でも、全体の感想でもよろしいですか。

司会 はい、お願いします。

委員

他の行事があり、途中、中座させていただく都合で、先に全体についての感想を述べさせていただきます。二つほど、気が付きました。一つが熊倉先生の第2回の研修会でもお示しになられていましたが、地域自治区との関係で、地域自治活動というかコミュニティ活動というか、この辺をどこかくりだして一項目にまとめた方がわかりが良いのかなという気が致しました。というのは、第10条第3項「住民の役割と責務」、第14条第2項「執行機関の役割と責務」の中でも、コミュニティについて書かれています。それから、小さな自治のまちづくりとの関連で、地方自治の一番小さな活動拠点として、地域自治、コミュニティ活動を一項目にまとめた方がいいのかなと感じました。もう一つが、今回の条例案に全く入っていないことで、近頃の新聞記事などで気が付いたことですが、企業・自治体でも気がつき始めている法令遵守・コンプライアンス関係です。いろいろな自治体のホームページをみると、いくつかの条例では法令遵守を自治基本条例の中に入れているところもございます。近江八幡市では、くりだしてコンプライアンス条例を作っているところもあります。事件が時たま起きて、どうして気が付かなかったのかという事態があったりする。職員だけでいいのか、その点は分からないのですが。法令遵守の項目はいかがなものなのでしょうか。その二点です。法令遵守は入るとすれば、5ページの職員の責務に入るのかなという感じがしております。玉村町のいろいろな条例にかかわるものがあれば、いらないことかと思えます。

司会

ありがとうございました。皆様のお手元に前文をコピーしたものをお配りさせていただきました。お目を通していただきたいと思えます。皆様には以前にもご意見をいただいておりますが、更にご意見をいただけたらと思えます。

委員

ただ、「前文」と書いてある文章は私が書いたものなのですが、もう一枚のものと比べて、少し情緒的過ぎてしまったかなと反省しているところですが。

司会

〇〇さんからご意見いただきましたが、町の成り立ちやら、今後どういうふうに町が進んだらいいかということも含めて書かれていると思えます。皆様、いかがですか。前文に書き込みたい文章などあるかと思えます。基本条例の主になる部分ですので、皆様のご意見を取り入れながら、まとめていきたいと思っております。今日ご意見をいただいて、事務方で整理して文章にまとめていきたいと思っております。細かいことでも結構ですので、出していただきたいと思えます。文章は提出していなくても、考えていらっしやれば発表していただければと思えます。

委員

お二人とも良い文章だと思うのですが、事務局が最初の会議の方で配った資料「玉村町自治基本条例（仮称）草案策定について」の中に、草案検討案の前文が参考ということで記載されています。これをみると、先ほどのことがだいたい網羅されていると思います。自治というのは人の和というか、和を持って成り立つというのが一番大切なのではないのでしょうか。その和、平和の「和」の字ですね。その字をどこかに使いたいなと思っています。先ほどの資料2Pの前文の中に、「共に協力して行う協働のまちづくりを進める必要があります。」とあり「共に協力して」とありますので、「和を持って協働のまちづくり」というのではいかがでしょうか。私は文学的なことは駄目なのですが、「和」という文字を使えないかと思っています。自治になりますと、自治会では地域の住民同士の和ですよね。これからは一番重要なことだと思うので、その辺がどこかに入ったら良いのではないかと感じました。今日配られた会議資料の2ページ「まちづくりの基本理念」の中にも、「協働」という言葉があります。この条例のどこかに使われたらどうなのかなと感じています。

委員

〇〇さんの前文を読ませていただきましたが、このくらいの柔らかさがあってもいいと思っています。問題は、基本理念と基本目標ですか。これについて、ある程度、目標をもって作ればいいのかと思っています。前回提示された基本目標と基本理念は少し生ぬるいと感じています。まちの姿が浮かんでこない。

委員

〇〇さんの書かれたとおり、玉村町の置かれている位置は、山や川に囲まれた環境です。そのような環境の元、みんなで協力して目標をもってやりましょうという表示は良いのではないかと思います。しかし、更に、はっきりしたところを書くと、インパクトがあって訴える力、皆さんに共感してもらえないのではないかと思います。

委員

前文に関して言えば、玉村の位置関係と現在まできた歴史の流れ、そして未来へ続くということが表現できている形がいいと思っています。

委員

もう一つの前文「町の基本綱領」を書いた本人ですから、あまり発言しない方が良くはありますが。流れとして、今日、提示されている事務局が用意してくれた条例案を読んでいきますと、「わたくしたちは、・・・目的とします」とか、「・・・基本とします」という言い方になっていますから、全体の流れから言えば、〇〇さんに書いていただいた前文は、それなりに合っていると思います。ただ、なぜ自治基本条例を作る必要があるのかというところからは、具体的にだしていかないと困るのかなと考えています。そういう意味では、〇〇さんの前文は活かしていただいてもいいのかなと。ただ、

その中に例幣使街道と書かれていますが、町史詳しい方によると例幣使道という言い方があるようです。

委員

お二人とも、たいへん立派なものを書いていただき、どちらにも賛同したい気持ちです。基本的には、玉村町独自のものを作っていこうというものですから、それぞれが書かれたものをミックスして、対応しながらまとめられたらいいかなという感じがします。

委員

だされた二つの案は、それぞれ特色があり、全く違うので困っています。私自身、思案しているところです。

委員

書いた方は、必ずしも前文とか基本目標とかにこだわっているわけではありません。まず、最初の入り口として、こういうとらえ方を最初にしておいて、その上で、なぜ基本条例が必要なのか、そこどころが整理されていれば、構成などは必ずしもこだわっていません。ただ、あまり情緒的なところだけで終わりになってしまうと意味がないのではと思っています。

司会

さっき〇〇さんに聞いていただいたように、力強さと具体的なものを入れた方がいいのかなと思います。

委員

皆さんよくまとめられていると思いますが、町のおかれた環境と、欲を申しますと町を支える産業の部分が少しでも入らないかなと思っています。両方とも最後の締めところで、自治基本条例が最高規範であるという文言で締めていただけたらいかがでしょうか。ここで言ってしまった方がいいかと思っています。

委員

玉村町のおかれた環境、位置であるとか、歴史であるとか、この条例をつくるきっかけ、今、町がおかれている社会的環境とでもいうのでしょうか。少子高齢化社会を迎えたり、環境問題がある。〇〇さんの書かれた前文にも書いてある自律の問題もあるかもしれません。条例を作るきっかけとなった背景を入れた方が、なお良いのかなと思います。

委員

字句についてですが、〇〇さんの前文の中に、「玉村町の精神や文化」とありますが、「精神」というのはどのようなものなのでしょう。伝統というの分かるのですが。住民の皆さんに分かる表現でしょうか。雰囲気は分かるような気がします。

委員

実は、なんとなく使ってしまいました。

委員

伝統や文化と言った方が、分かりやすいかもしれませんね。

司会

字句で言えば、そうかもしれませんね。

委員

それから、玉村町の特徴ですね。歴史文化があって、そこに新しい人達が入ってきて、急激な人口増加もありますね。新しく入ってきた人達と古くからいる人達の融合とでもいうのでしょうか。そういったことが書かれていたら良いのではないかと思います。

司会

以前、皆さんからたくさんのご意見をいただき文章にまとめたものもあります。今、いただいた意見をもとに、もう一度、こういった文章を読み返しながら、書かれている内容をしっかり取り入れながら、前文を考えていけたらと思っております。その作業は、しっかりと事務方でいたしますので。前文については、皆様のご意見は今日はこのくらいでよろしいかと思います。

司会

それでは、続きまして、大系・本文に入りたいと思います。先ほど〇〇さんが言われていましたが、やはり基本理念や基本目標が重要になってくるかと思います。では、事務方から資料の大系と条例案について説明があります。

事務局

まず、大系についてご説明します。A 3版の資料、章と見出しの書いてある「体系」と、「分類と内容見出し一覧」と書いてある資料をご覧ください。条例案の章を作るにあたって、内容を見直し、少し動かしてみました。資料「分類と内容見出し一覧」に分かりやすいように手書きで書いてあります。分類③まちづくりの基本理念・目標は空欄になっていますが、分類④小さな自治のまちづくりの内容が、ここに含まれるのではないかとということで、移行してみました。それから、更に分類⑤住民参加と協働（住民の権利と責務）で、前はカッコで区分してみたのですが、まとめるにあたって、読み返してみると、住民参加と協働とカッコの部分の（住民の権利と責務）は立場から見ると相反するということでしょうか、別のものに分けた方がいいのではないかとということで、住民から見た考えの部分、それから住民を見た考えの部分の二つに分けられるのではないかとことから、別にして章をたててみたわけです。分類⑦町の責務、⑧職員の意識改革、⑨行財政改革の内容というものについては、「執行機関の役割と責務」という形で

まとめられるのではないかと考えました。基本的に、以上の部分をまとめてみたのが、今日、見ていただいている全体的な流れになっています。それが、今の大系に反映されているということです。以上です。

司会

大系については以上のようになっております。それでは、条例案について、一つずつ見ていきたいと思います。第1条目的について、見ていきたいと思います。

司会

ちょっと分からないところがありますね。「わたしたち住民と議会と町と」、この並び方というのは、どういう並び方が一番自然なのでしょうか。ここでは、住民、議会、町と並んでいるのですが。町といった場合は、議会を除く執行機関全体、職員を含めてということでしょうか。住民、町、議会、そういう並び方は、どうなのでしょう。

委員

議会と執行という書き方がございますね。議会と町というのはあまり聞かないと思います。

委員

執行機関全体を含めて、この場合は町といっているのだと思うのです。それは、並び方はどっちだっていいのではというのであれば、それまでなんですけれども。

委員

執行という言葉は、一般住民にあまり馴染まないですね。やはり、町でしょうか。委員だから、町長・職員を含めたものが町だと。議会は別だと。それから、わたしたち住民。そうすると、その間というのが、どちらがどうなるのだろうと。住民を一番基本にするのでしょうか。最初にね。

委員

そうですね、住民は主役でしょうね。

委員

この通りで変更ないのであれば、それでいいのだけれど。

委員

この通りで、いいのではないのでしょうか。

委員

町というと、玉村町の町も町じゃないですか。町民の皆さんに分かりますか？

委員

あえて、この場合は執行という固い言い方でなくて、町というのは議会を除く町長、三役を含めて、それに職員等々が入って町だと。次の第2条に用語の定義があるので、そこで整理をすると分かりやすいのではないのかなと。住民、議会、町と並べればいいのではないのでしょうか。

司会

住民、議会、町ですね。

委員

それから、「わたしたち住民」というのが、どの範囲かということなんですが。やはり、次の条で定義づけしておいた方が、いいのではないのでしょうか。例えば、住んでいる人だけなのか、前回、〇〇さんからも意見がありましたが、事業所も含めてなのか。その範囲がどうなのかということですが。

司会

そうですね。

委員

それから、〇〇さんが言われていますが、地域ですね。これは、どうするのですか。「議会や町とともに」とありますが、極端なことを言えば、区ですね。或いは学区。地域社会、そういったものとの関係は、いかがなものでしょうか。

委員

この条例案をよくみると、吉川町の条例に近いみたいですよ。吉川町の条例は、目的の次に用語の定義があって、「住民とは」というのがあります。地域、区、コミュニティについて、吉川町では整理をしているので、例えば、こういうのを見ていくと、今の疑問というのがそれなりに整理できるのではないのでしょうか。この整理の仕方を参考にすれば、分かりやすいのかなと思っています。

委員

地域なり、区なり、コミュニティは、こういったものは、これからかなり重要性を帯びてくる可能性はあると思います。町はなんでもやれと言われてもできませんからね。

委員

その近づき方でね、一言入れておいてもらいたいのですよ。財政的に大変だから町としては手が届かないから住民にやりなさいというのでは困ります。そうではなくて、やはり住民が主体になって、物事を考え実践していくという場合には、町もやる部分はやる部分があって。地域として、或いは区としてやる部分があって。こういう部分を、なお

一生懸命していけば、みんなの希望する、或いは考える自治になっていくのではないかと。こういう整理をして、コミュニティについて大いにやりましょうという近づき方をしてもらえればいいと思っています。それは、この基本条例の底流としては一貫しておかないと。

事務局

内容的に、第4条（1）に小さな自治のまちづくりとありますが、その中に区だとか、そういうものを含めたものという考え方もあると思います。事務局もどうしたらよろしいのかなど、考え方で打ち合わせはしていたのですが。コミュニティや地域を、どこにどのように入れていくのがいいのか、難しいと感じています。

委員

区の行政は、ちょっとたいへんですね。

司会

区行政とありますからね。そういったことになってくると、区というのと少し違うと思うのですが。

委員

区だけで物事を起こしていくのではなく、全体地域、わたしの場合は上陽地域ですが、地域で物事を起こしていく、呼びかけていく方がやりやすいと思うのです。ただ、実際、動く場合は区の人々、区単位でやっていただく場合がでてくると思うのです。地域という言葉は区も含まれるという考えで私はいいと思うのですが。

司会

区も含まれるということですね。

委員

あまり地域だとか、区だとか、そうやっていくと、またやりにくくなってしまう。なかなか立ち上がってこないのです。

委員

この目的に出てくるのは、まず住民ですね。それから、議会と町で三つですね。いわゆる主体になるものですね。そこに、地域が入ってくるのでは、そういう意見なんですね。

司会

第1条の目的の中にですか。

委員

そうです。「この条例は、わたしたち住民が住民自治の担い手として、地域や議会、町とともにまちづくりを推進する」ということでいいのかなと感じています。

委員

言い方としては、私は三つでいいのかなと考えています。ただ、実際に活動を進めていく場合の区分として単位として、地域の動き方と。地域の動き方というのは、一つは区の動き方ということになるから。そのように考えています。

委員

私は目的としての第1条の文章とすれば、これでいいと思っています。〇〇さんがおっしゃったことは包含されているわけですから。この中に具体的なことを入れていくと、そこにまた抜けたものは具体的にどうするのかということになる。この方が分かりやすいじゃないかと思います。

司会

では、目的については、この文章でよろしいでしょうか。第2条の用語の定義について、住民とは、町とは、ということを入れていただいて。住民には、法人、その他の団体も含まれるということですね。町とは、議会を除く執行機関をいうと。また、協働、参画、コミュニティなど、玉村町としては、どこまで用語の定義をいたしましょうか。参画という言葉は、第8条に男女共同参画という言葉もでてきますし、コミュニティについては、〇〇さんからコミュニティについて一項目まとめた方がいいのではないかというご意見がありましたので、しっかりとコミュニティについても明記した方がいいのではと思うのですが。では、目的については、よろしいでしょうか。(会場から、「はい」の声があがる)次に、第2章に入りますが、まちづくりの基本理念と目標とあります。これについて、いかがでしょう。

司会

ふさわしいかどうか、ちょっと問題があるのですが、なんでこの自治基本条例を作るんだと、条例の目標はなんだということになると、町にはいろいろな条例があります、それから長期計画もあります。いまの形で十分ふつうのことに対応していけるのではないか。〇〇さんから産業の部分の話もありましたが、これはそれなりにきちんとした体制ができあがっているのだし、そういうことでいうと今の体制の中で十分に動けるのではないかと、そういう考え方を一つ持っています、正直にいうと。ただ、それにもかかわらず、いろいろゴタゴタするという言い方はしたくないのだけれど、町の中が必ずしもみんなの気持ちが一つになって前を向いていこう、ということになりきっていない。この辺を自治基本条例の中で、お互いに言いたいことは言うけれど、しかし、最終的に、町にとって、住民にとってプラスになることついて、相違を捨てて一致していこうじゃないかと。このへんの精神を、どこかに入れておかないと、何のために自治基本条例を作ったのかということになりかねないので、基本理念の中に、入れるのがいいのか考え

ています。最終に、玉村町として一つのまとまりをもっていかなくてはいけないと考えています。その点が、適切な文章で入るのか分かりませんが、気持ちとしては、それが無ければ自治基本条例を作る意味が無いのではないかと考えています。

委員

私も全く同感です。先ほど、私が「和」ということを言いましたが、そうするとぴったり入ってくると思うのです。第3条まちづくりの基本理念第2項に「協働」という字がでてきますが、その前に「和を持って」ということになれば、今言われてきたことが含まれて、感じてもらえるのではないかと。「和」というのは、そういうことだと思うのです。論議というのは、いろいろな意見があってしかるべきで、和を求めているいろいろな論議するんだと思うのです。〇〇さんが言いましたけれど、わたしたちにすると町の中の全体をみたときに、そういう方向で町のことを根本的に真剣に考えてくれているのかなと疑問をもって人が相当いるのではないかと思います。私は常々感じています。町には総合計画がありますが、総合計画は10年計画ならば、10年で進んで終わってしまいますが、その上からという用語弊がありますが、もっと基本的なことを考えて条文を作る。〇〇さんがおっしゃったことで条例を作るのであれば、非常に作り甲斐があるし、それを議会や町、住民のためにいかしていく。そういうことを考えると非常に大切なことなので、「和」という字を入れていけたらいいと考えています。

委員

地域社会の中で、助け合いの精神、相互扶助の精神が基本にないとできないと思います。まちづくりには、助け合いの精神、相互扶助の精神が大切だと。和や助け合いの精神がないとまちづくりはできないと思います。

委員

基本条例を作るというのは、それが基なんじゃないですか。今、〇〇さんがおっしゃったことが基だと思うのです。喧嘩していたのではいい町はできません。仲良くしていくというのがスタンスなんじゃないですか。それが一番大本だとだと思います。

委員

精神論というのは、条例に文章にしにくいと思います。それから、それなりに抵抗を感じる人もいるでしょ。それでは、我々は言いたいことを言っただけは悪いのか。反対しては悪いのかということになると。これは、そのもう一つ上の、お互いに意見は意見として言いたいことは言って、その上でなお最終的に統一出来るところを探していきましょうと、いうことでないと。じゃあ、あなたは普段何をやっているのかと言われると、ちょっと弱いところがあるけれども。しかし理想として、これからやっていかないと本当の意味で、いい町になっていかないとと思うのです。

委員

だから、文章というのは、文章化するときは、綺麗になるのだと思うのです。けれども、中身は今おっしゃったことなんですよ。逃げ道じゃないのですが、それも含まれているのですよと。たぶん文章というのは、そういうものなんだろうと思うのです。けれども中身は非常に濃いと思うのです。どうしても綺麗な文章というのは、そうなってしまいます。ただ、中身については、こちらがきちんと持っていればいいことだと思うのです。

委員

最終的に、どう整理するかは別として、それが出来るだけ文章に表れてくれば、一番良いことだし。そうでなければ、議論の記録はきちんとしてもらって、この文章ができる前段として、これこれこういう意見が大勢を占めて、たくさんでて、最終的に文章化したのが、これです、という説明ができるような形にしてもらえればいいのかと思います。

委員

第3条1項の「誰もがまちづくりを楽しみ」とありますが、楽しむ段階にいけば良いのですが。「積極的に参加し」とか、そのようなことでいかがでしょうか。誰もがまちづくりが楽しくてしょうがないということになれば、最高の域に達するのですが、そこまでいくのは難しいのではないのでしょうか。

司会

「積極的に参加し」ですか。「楽しみ」でなくということで、よろしいですか。では、理念については、このへんでよろしいでしょうか。(会場から「はい」の声)では、第4条基本目標に移らせていただきます。基本目標が、若干寂しいような気が致します。「住民参加と協働」は十分に、うたわれていることですから、あえて基本目標としなくてもいいような気がするのですが。その他に、町としての実用的なものが少し入った良いのではないかと思うのですが。

委員

(4) 住民の意見を聞く、(5) 新旧住民の融和したまちづくりは、どこかにまとめ込められるのではないのでしょうか。「住民の意見を聞く」というのは住民参加ですよ。それから、(6) 農住共生型の循環型社会のまちづくりというのは具体的にはどのようなことなのでしょう。

委員

言葉が走ってしまっていて申し訳ないのですが。先ほど〇〇さんからも出ていますように、従来、玉村は非常に古い農村プラス宿場町ときたところに、急激に人口が増え変わってきて、古い形とすれば農と宿場町、そこに住が入って。その中で、資源循環型の農業と消費の資源循環型の社会でCO2を減らすとか。例えば、ゴミの生ゴミ処理をす

るにあたり膨大な石油を使っている訳で、ああいうことは町だけの問題ではなくて、もう少し社会全体の、通産省でやっているゼロ・エミッション社会みたいな、ああいう方向に一部持っていけるところはないかなという、そういう程度のことなのですが。なるべくエミッション（廃棄物・排出物）を減らすということです。

委員

町には、安全・安心まちづくり推進条例があります。基本目標に、安全で安心なまちづくりをうたってみるのはいかがでしょうか。

司会

安全で安心して暮らせるまちづくりということでは、具体的にいいかと思います。委員吉川町は、具体的で分かりやすいですね。うちの条例案は、具体性にかけているような気がします。

司会

吉川町の「環境にやさしく、豊かな自然環境と歴史・文化を大切にするまちづくり」というのは、前文にうたわれていて、目標にも書かれていて合致します。当町の条例も具体的なことを盛り込んでいいような気がしますね。

委員

皆さんもおっしゃっていますが、第4条はもう少し整理、協議した方がいいようですね。委員（1）小さな自治のまちづくりは、要するにスリムで効率化されたまちづくりのことではないのか。

委員

小さな自治という定義は、非常に危険な言葉を使ってしまったと思っているのですが。そういう意味合いではありません。（群馬県に）小さな自治の検討会というのがありますが、小さなコミュニティ、小さな単位、小さな自治の中には属地的な組織とか、目的型の集団・例えばNPOとか、いろいろあるので、小さな自治というのは一般に流すと誤解される可能性があるかなと思っています。むしろ、地域自治のコミュニティという形で整理していった方がいいのかなと思っています。

委員

小さな自治を用語の説明に入れるのはいかがでしょうか。

委員

県で検討会をやっているのは、正に玉村のように農業地帯の中に住宅が増えて、変化がある中で、コミュニティ再生と言ったりしていますから。崩れつつある、農村だって崩れつつある社会になっていますから、そこを新しい方と一緒に再生し直す、育成すると

いう方向かなと思っています。

委員

逆にそうなると、(6) 農住共生型の循環型社会のまちづくりというのは？

委員

やはり、基本目標は、もう一度考え直した方がいいのではないのでしょうか。

司会

町長が、町民一スポーツとうたっておりますので、そういったものも入れて良いような感じがしますね。

委員

新旧住民の融和したまちづくりという捉え方は、いかがなものかなと感じます。あえて表にだすのは、切り離して考えているような感じがします。もし、いうのであれば融和したまちづくりでしょうか。

司会

後は、玉村町の特徴といえ、子どもを育てるなら玉村町といわれているように、子育て支援が充実されている町ですから、そういったものも入れてみてはいかがでしょうか。

委員

障害者に対しても、力を入れています。実際、効果もありますし。(1)～(6)に書かれている内容は、どういうまちづくりをしましょうかと色々な意見を出したときで、具体的ではなくて、方向性の意見だったと思います。具体的なことが出てこなかったのではないかなと思います。

司会

まだ、一度も話し合われていないこともあるかと思います。

委員

皆さん、もっと広い意味でまとめている言葉だと思います。

委員

教育という言葉も入れた方がいいのではないのでしょうか。

司会

そうですね、教育は大切なことですね。

委員

申し訳ありません、後の行事がありまして、退席させていただきます。

司会

何か言い残したことはありませんか？

委員

法令遵守・コンプライアンスについて、ぜひご検討いただきたいと思います。

(委員、退席)

司会

まちづくりの基本目標については、3本柱くらいで整理をしたらいかがでしょうか。一つは、安全・安心です。二つ目は、健康のまちづくり。健康の中には、体の健康も含む、心の健康も含む。三つ目は、人づくりといいますが教育と子育てと生涯学習を含めて。全人的な教育を含めたものが一つと。この三つくらいで整理をしたらなお良いのかなと考えていますが。一項目について、二行くらいで整理ができたらいいのではと考えています。例えば、(3) 情報を共有したまちづくり、(4) 住民の意見を聞く、(5) 新旧住民の融和したまちづくりというのは、まちづくりの基本目標の次にくるのかなと。こういう基本目標を実現していくためには、これこれこういうものが必要なのかなと。次の第3章まちづくりの基本原則は、第2章の内容を具体化するための方法とありますので、第3章に入る内容でしょうか。

司会

基本目標については、具体的な内容を各号に書いてもいいかと思うのですが。

事務局

コミュニティについては、いかがいたしましょうか。

委員

コミュニティというのは、目標を達成するための基本にあるものだと思います。基本目標の中に入れなくても、基本原則の中に一つの手段として入れていけばいいのではないのでしょうか。

委員

第14条にコミュニティという言葉がでてきます。言葉の説明は入れておく必要はありますよね。

司会

では、基本目標については、先ほど〇〇さんがおっしゃったように、表記については後

で整理をしますが、内容は安全・安心、子育てから教育が充実した町、健康について。後一つ、環境に優しく豊かな自然環境と歴史・文化を大切にすることにも一言入れていただきたい気がします。そういうことを実現するために、次の基本原則が条文に書かれてくるかと思います。それから、基本目標（6）農住共生型の循環型社会のまちづくりですが、農村地帯である玉村町にとっては特徴の一つかと思います。これから食料を充足することが必要な時代になるかと思います。基本目標について、皆さんいかがでしょうか。

委員

私は結構だと思います。安全・安心なまちづくりは、全てをうたっていると思います。玉村町の環境は、こういうものがないと育てられないと思います。玉村町で採れたものを玉村町で消費するというのは、一つの循環型だと思いますし。地域の環境を守っていく大原則だと思います。（6）農住共生型の循環型社会は、入れても良いかと思います。

司会

ご意見がありますか。玉村町のあるべき姿が、ここに網羅されることになると思います。〇〇さんいかがですか。

委員

（6）農住共生型の循環型社会は、吉川町のまちづくり基本目標（4）健全な農産物の生産を推進し、食糧基地として発展させるまちづくりというのに、置き換えた方が分かりやすいと思うのですが。

司会

ゆくゆくは委員さん一人ひとりが説明する義務があるでしょ。

事務局

はい。

委員

安全・安心の問題というのは、一つの典型として入れておくべきだと思っています。例えば、子どもの事故など、どう防いでいくかということになると、警察があつて、町があつてという形があつて、それだけではなくてPTAを始めとして親、地域の人達が、今光るステッカーや腕章をしていますよね。あれが、全部ではないですが、ああいう形で地域が一体となって防いでいくんだと。安全が出来上がって、安心な町になっていくんだという目標はいいのかなと考えています。

司会

今、ご意見いただいたものを踏まえながら、第3章まちづくりの基本原則にいきいたいと

と思いますが。目標を達成するために、第2章の目標を具体化するための方法ということで、第3章はなっております。皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

委員

ここに出ている四つの原則の順番について。やはり、情報の共有が一番最初だと思います。その次に協働の原則になるだろうと思います。

委員

生涯学習に関する文章が、ちょっと狭いのではないかと思います。「まちづくりに必要な知識の取得に努めます」というのは、あまりにも狭いのではないかと。どちらかという生涯を通じて様々な学習をして、その知識や経験をまちづくりにいかしていく。そういうふうにはいかないと寂しいのではないかなと思います。

司会

そうですね。

委員

生涯学習というのは、個々人の好奇心・学習意欲という形でやっていけばいいのかと思います。それが結果として、まちづくりに役立つことがたくさんあるわけですから。

司会

この条項にないものでも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

委員

住民がいろいろと意見を述べます。なるべく取り入れるような原則を、言葉でどう表せばいいか分かりませんが。

司会

議会の責務の中に、住民代表として、議員さん達が住民の声を代表して議会で発言するわけですので、そこら辺のところもありますけれど。

委員

基本的には住民の意見は議会で反映されるということになりますが、それだけだと今までの原則の通りであって、果たして私たちの意見はどうなのかと。もう一つ身近なところになってこないのが、〇〇さんのおっしゃるとおり、形はどうなるかは別として、住民の意見が町の行政に反映されるような形で一項目いれておけば、なお良いのかなと思うのですが。

委員

他の役場などで、なんでもやる課とか、なんでも聞く課とかありますよね。そのような感じなのです。そこにどんどん意見を述べていくと、行政に参加しているという感じになるのですよね。

委員

形としては、行政相談の相談員がいたり、投書する愛町箱があったり、メールのアドレスもあったり。あるのだけれど、実際それが活用されるのかということ、もう一つ自信を持って、これは大丈夫でないような気がしています。そこを保障するような形で。これを読んだときに、「ああ成る程、私たちの意見がもっともっと反映されるのかな」という形で出してもらった方がいいのかなと思っているのです。

司会

そうですね。意見ということですから、「あれをして下さい。これをして下さい。」そういうものではなくて、そういうことですと今の行政と同じで、要するに何でもやるというような部分で、住民の主体性がなくなってしまうような状況に陥りやすいと。ですから、協働ですから共にやると、共にまちづくりをする。そういうことからすると、意見と聞くという部分ではよろしいかと思いますが。「あれして欲しい、これして欲しい」そういうのでは、受け入れられないと思うのですが。そのために、今回、自治基本条例を作っているものです。意見の尊重という部分で入れるということですね。

委員

はい。

委員

住民個人としての意見が尊重されるという面と、もう一つは、審議会あるいは委員会などこういったものに組織として意見が反映されるような道が確立していると。住民代表が必ず入るんだという形で道が作ればいいのかと思っています。

司会

その条文は、どこに入れますか？

委員

「情報共有の原則」の第2項でしょうか。「情報共有の原則」で、まず考えるのは、町の持っている情報を住民に知らせるような感覚で受け止めるので、逆の形で流れるということについても一項目入れてもらえると有り難いのかなと。実際は、運用上の問題としては、なかなか難しい問題があると思います。メールの問題にしても、今はそういうことはないと思いますが、いきなりトップにメールをして、これこれこういうものが直ぐになおったよということになると、課長、係長、職員はどうなるんだという話になりますしね。

司会

基本原則のところは、よろしいですか。

事務局

一点良いですか？第6条の※マークですが、この部分は迷った部分です。見出しの表現について、「生涯学習共有の原則」と「まちづくりは人づくりの原則」の二つが並記して書いてあります。一つは、分かりやすい表現、優しい表現として考えあげてみましたが。

司会

委員の皆さん、いかがですか？見出しについて、「生涯学習共有の原則」、「人づくりはまちづくりの原則」のどちらかにするということですが。

委員

基本は、人づくりだと考えます。人づくりの発展をしていくのが、一つは子育ての問題であり、もう一つは精神的な問題で教育の問題だと。その教育は、教育委員会におまかせの教育ではなくて、もちろん教育委員会もからむのですが、それ以上に地域での学習であるとか、生涯学習であるとか、そういったものを重要視して。さきほど議論もありました。まちづくりに必要な知識も含めて、それよりも、もっともっと広い形での学習をやっていくんだと、こういうことかなと思っています。

委員

そういう意味では、「生涯学習共有の原則」より、「まちづくりは人づくりの原則」の方が当たりがよく、分かりやすいですね。

司会

文章の中に、生涯学習という言葉を入れながら、見出しとしては「まちづくりは人づくりの原則」ということでよろしいでしょうか。その内容については、今〇〇さんがおっしゃったようなことにしていただければと思います。

委員

生涯学習というと、県の教育委員会、生涯学習センターもそうですが、漢字が並ばないと生涯学習ではないと考えているような感じを受けます。生涯学習の相談員の講習というのがあり受けたことがあります。何々については、どこどこにこういう人がいますからどうのこうの。それはそれで良いですが、もう少し、どういうことに興味をもって感心をもってやりたいと思っているのかをきちんと整理をしながら。極端な話しをすれば、暇をもてあまして麻雀をやりたいという人が4人いたら、4人でやったっていいじゃないかと。学習の範囲からは逸脱するかなと思いますが、仲間づくり・組織づくり・人づくりということでは、おおらかに見てもらっていいのではないかと考えています。

例えば、マイク持って歌を歌う人だっているでしょう。それは、ある意味では本を読むのが生涯学習かもしれないけれど、それだけではなくて、やはり本当にやりたいことがあって一生懸命やっているということで、「ああ良かったね。楽しいね」というのがあればいいのではないのでしょうか。

司会

時間もだいぶ押していますので、次に進みたいと思います。次に第4章ですが、今日、全部最後までやるのでしょうか？

事務局

出来れば、お願いします。

司会

今までの所が、一番重要でしたので、時間がかかりましたが、ご意見をいただきながら、次の第4章へ進みましょう。「住民の権利、役割及び責務」という章になります。いかがでしょうか。これで、よろしいでしょうか。

委員

第9条第3項ですが、わざわざ消したのでしょうか。

司会

選挙のことですね。

事務局

地方自治法の中にあるので、あえて入れませんでした。

司会

では、第3項は抜いてよろしいですね。これで、よろしいでしょうか。

(会場から、承認の声)

司会

では、次に第10条「住民の役割と責務」についてですが、いかがでしょうか。

委員

〇〇さんがいるので聞いておきたいのですが、先日板井で回覧が回ったのですが、区長が区民の相談窓口であるということは、町の全体の流れとしてあるのでしょうか。

事務局内容的にですね、6月の広報だったと思うのですが、町長の考え方として「区長は地域の責任者である」と広報に載せました。そのような意味合いとしては、町として認識はもっているのですが、ただ「相談して下さい」とかいうのはお願いしている訳で

はないのですが。

委員

各地区の判断にお任せしていますが、町の側とすると、要望事項や何かあれば区長さんを通じてくださいという場合がありますよね。地元も知らない、区長さんも知らないということが大きいので、そういうことかと思いますが。

司会

〇〇さん、住民の役割と責務ですが、さきほど相互扶助の精神をおっしゃっていたので、いかがでしょうか。

委員

相互扶助というのは、もっと前の条文ですね。

司会

はい、わかりました。第4章については、よろしいでしょうか。では、次に第5章議会の役割と責務です。

委員

第11条の終わりの方ですが、「住民の生活水準の向上」とありますが、ちょっと違うような感じがします。

司会

住民サービスということですか？

委員

それは、執行がやることでしょう。

司会

玉村町として、どのようにいたしましょうか。

委員

「行政の監視機能を高める」ということになると、住民の権利保障ということになるのでしょうか。

委員

裏返せば、そうですね。

委員

第1項については、議員必携に書いてあるので、そちらを参考に見てみたいかがでしょうか。第2項は、これでいいと思うのですが。

司会

では、次の12条議員の責務に移ってください。こちらでよろしいでしょうか。

(承認)

では、次の第6章町長及び執行機関の役割と責務にいきます。何かご意見ございますか。

委員

第13条1項は、まちづくりという言葉が並んで、何かちぐはぐな感じを受けます。

司会

では、どのように変えたらいいでしょうか？

委員

あまり、まちづくり、まちづくりと言われると上から押しつけられているような感じを受けてしまいます。それでは、今までやっていなかったのかということにも受け取られてしまいます。

司会

それでは、第6章を読み下げていただいて、何か問題点はありますか？〇〇さんが法令遵守をここに入れたらいいのではないかとおっしゃっていたので、ご検討下さい。

委員

玉村町政治倫理条例というのは、職員と関係がありますか？

司会

政治ですから、職員は関係ありません。

委員

町の職員は、地方公務員法があります。〇〇さんがおっしゃっていた法令の遵守は職員だけでしょうか。

事務局

法令遵守を入れるのであれば、職員だとか、議員だとかではなく、全町民で決めたことは守りましょうというのがいいと思うのですが。

委員

そういう意味では、まとめみたいな形で入れてもらうといいのかなと考えているのです。

が。

司会

この基本条例そのものも、しっかり守っていただきたいということですものね。最後にまとめの中に入れていただくということで。なければ条項を作ればいいですね。それでは、第6章を読み進めていただいて。第13条は町長の役割と責務ですが、この中に、説明責任を入れていただきたいのですが。

委員

第6章を読み進めていくと、第17条説明責任は「町」とあるし、全体の流からしてそういうことも含まれると思いますが、おおかたの意見としては、どうもその点に問題があるだろうと。特に強調する必要はないけれども、一項目入れるということでしょうか。

(賛成多数)

いろいろな話しが錯綜する基本は、やはりもう一つ説明がきちんとされていないと思いますので、町長の説明責任について、一項目入れていただいた方がいいと思うのですが第13条1項の次に、入れていただくというのでいかがでしょうか。第17条町の説明責任とは別にして。

司会

では、第7章の情報にいきます。いかがでしょうか。

委員

第18条1項「町は、まちづくりに関する情報はみんなの財産」とありますが、「みんなの」でなく、「住民共有の」とした方がいいのではないのでしょうか。

(承認)

司会

では、第8章まちづくりの計画策定はいかがでしょうか。

委員

第20条2項に「実施計画は毎年度見直し」とありますが、実際に毎年度見直しているわけですか？

委員

実施計画は、ローリングでやっていくわけですから、毎年やるわけですよ。ですから、毎年でいいわけですよ。進行管理についての条文ですが、「実施計画は毎年度見直しを行い、その進行管理に努めます」とありますが、進行管理の次に「住民への公開」をいれたらいかがでしょうか。

委員

総合計画は、この自治基本条例に入れなくてもいいような気がしています。入っても悪くはありませんが。

司会

入っていてもいいのですね。

委員

はい、全体としての形が整っていたらいいのではないのでしょうか。
(入れることで承認される)

司会

では、次の第9章財政について、いかがでしょうか。

委員

第21条第4項の執行計画というのは、町長の施政方針がでますと、執行側で予算編成をやりますが。

委員

予算の条項は、たいへんですね。

委員

この通りに執行がやるのではたいへんだ。

委員

この通りにやらなければなりません、文章にならなくてもやっているでしょうが。長期的視点にたって、計画をたてるわけですから。

委員

問題は、住民投票ですか。

司会

今現在町にある住民投票条例は、合併についてのみの住民投票ですから、全てに対する住民投票条例ではありません。

委員

今まで議論してきたことが、きちんとされていれば、あえて住民投票をやらなくても、町長がきちんとした考えを提議して、議会がそれに対応して機能して議論されていけば、住民の声が反映されて、中身が住民にきちんと返っていれば、あえて住民投票をや

る必要はないと思いますが。事務局としては、議論しろということですか。

事務局

これも迷って、どうしたらいいかなというところなんですね。今出たご意見で、どちらともとれるものがあるものですから。

委員

住民自治ということですから、住民投票というのは十分考えられることですよ。

事務局

最終決定の段階ですよ。だから、何回も何回もあっては困るわけです。

司会

境町だったと思いますが、合併する前は常設の住民投票条例がありましたね。何事においても住民の皆さんに聞くということでしたが、玉村町にある住民投票条例は、合併に関してのみですから。合併の方向を決めるときに住民投票をしますということが書かれています。町長が、議会制民主主義の中においては、住民の意見は議員の皆さんが代表してくださっている、と常に言っています。だから、住民の意見は十分に聞いているという認識でいらっしゃるようです。

委員

その論法でいくと、町には条例があって、長期計画があって、粛々と行政は進んでいるのだから、あえて自治基本条例を作る必要はない話しになる。しかし、現実の問題として、自治基本条例を作る必要があるから議論しているわけです。ただ、住民投票条例を自治基本条例の中にあえて作り、それが何歳から投票できるとか、というのはどうなのでしょうか。

委員

住民投票条例は、住民投票条例として、この精神にのっとって必要であれば作ればよいと思います。

委員

他の自治体の自治基本条例をみると、何歳から投票できるとか、いろいろなことが書いてありますが、今そういうことを議論するということは、言いにくいんだけど、町長の方針がはっきりしないで、議会が十分に機能していないという前提条件になってしまうと思います。

委員

住民投票というのは、はっきりいって議会の権利放棄ですよ。責任放棄です。

委員

言い方としては、議会制民主主義ではなくて、住民民主主義ということになりますが、少なくとも今の形としては、町があって、議会があって、住民がいて、そこでずっと動いているわけですから。それで出来るものについては、やっていけばいいのではないかと思うのですが。

司会

委員の皆さんのご意見で、入れるか入れないか決められますので。

委員

そのような形にならないように考えているわけですから。この住民投票条例は入れなくていいのではないかと思います。

司会

入れないということですね。他の皆さん、いかがですか。よろしいですか。

委員

状況に応じて、作れば良いわけですから。住民投票条例を否定するものであってはならない。そういうもので無い限りはできますから。

委員

議会の方からだって提案できるわけですから、あえて自治基本条例に、設ける必要はないと思います。

司会

玉村町としては、入れないということで、よろしいですね。
(承認される)

司会

では、次に参ります。よろしいですか、第9章財政の予算、決算、財産管理、財政状況の公表。第10章評価の評価の実施、結果の公開についてはいかがでしょうか。

委員

第21条第3項にある「予算の編成過程」を入れるのかということと、第4項を入れるのかということですが。出来れば、除いても差し支えないのかなと思います。

司会

予算の編成過程ですか。結果を報告していただくわけですね。

委員

発言者の意図というのは、必要だけれども事実上、困難だと。従って入れない方がいい、こういうことですか。

委員

必要ないということではなくて、編成過程を皆さんに説明しないわけではありません。編成過程を全て分かりやすい方法で行うというのは難しいかなと思うのです。ただ聞かれば当然、こういう経過があって説明するのは差し支えないと思うのですが。

委員

予算を作っていく場合に、どこに重点をおいてやりたいと考えます、というのは出せるものでしたら出してもらった方が分かりやすいと思うのです。全て出来上がったものを出すというのは事実上無理な話しだと思います。現状としては、広報などいろいろなものを読んで勉強すれば分かるのですが、町の予算がどこに重点をおいて、何をやるうとしているのかというのは、普通に生きている分には分からない。広報を全て隅から隅まで読むのかというと、そうではないわけですから。広報にある棒グラフを見れば、重点項目は分かるじゃないかと言われるけれども、項目として、ここに重点を置きます、これを一生懸命やります、という説明をしてもらわないと、ああ成る程そうかということが分からないわけです。その辺で、極めて概略的なことで、これがでてくれば非常に分かりやすいかなと思います。当面、ここに重点をおきますでなく、あそこを削ります、あそこを減らしますということになると思いますが。

事務局

要するに予算要求しましたが、財政に協力しましたという部分は出せないと思いますが。

委員

編成過程は削ってもいいと思います。

司会

重点施策で住民に分かりやすく出していただらいのではないのでしょうか。

事務局

重点施策は、今も町長が施政方針で出していますから、それをもう少し分かりやすく書けというのであれば、それは出来ると思うのですが。

委員

予算取りの作業中の課程を出すのは難しいと思います。

委員

そこまでは必要ないでしょう。前年度と比較した全体としての説明をしてもらって、町長の施策で重点に予算を配分しましたということくらいはお願いしたい。

事務局

財政状況の説明の中で、それは入ると思いますが。

委員

だから、重点施策は入れてもいいが、予算編成過程は削ればいいのかと思います。

司会

もう一つは、第4項を入れるかどうかです。「町長は、まちづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。」

委員

執行計画を現在、作っていますか？

委員

「町長は、まちづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。」定めればいいのかと思います。

委員

議会があるときに、中間報告とか補正とか、そういう形のものではないわけですか？

委員

執行計画というと、年度期間中、いつ予算を執行するというものです。

委員

そういうのは各課でやっているのではないのでしょうか？

司会

毎月の監査で、どこまで進んでいるのかは分かりますが。

委員

一般的に事業の予定、進行状況というのは、それはそれでわかりますが。

司会

問題は、執行計画ですね。

委員

予算の要求の段階ではあります。事業毎に、いつやりますというのにはありますが、計画という立派なものではありません。

委員

立派なものでもなくてもいいから。計画は、本にするような立派な計画もあるけれど。要するに、まちづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるものを作ればいいのです。

司会

第21条第4項は削除してはというご意見でしたが、委員の皆さんのご意見を伺って入れるか入れないか決めていきたいと思います。

委員

今回、玉村中学校の改築工事のような大きな工事は、何月頃から建設をやるということは計画にだせますが、小さな建設工事についても細かく出した方がいいのでしょうか。委員第4項は、私も入れて良いと思います。細かいものでなく、重点施策についてやれば良いと思います。

司会

では、第3項の予算編成過程については切らせていただきますが、第4項については、委員の皆さんが入れていいということですので、入れさせていただきます。

司会

次に、第11章の連携についてです。いかがでしょうか。

委員

国際交流は、理念としては良いと思いますが。

司会

でも、エレンズバーグへ中学生海外派遣を行っています。

委員

中学生の海外派遣は、たまたま区長会長の時に、宛職で委員をやったときに会議に出ていましたが、たいしたものだと思っています。だから教育委員会に言ったのです。あれだけ良い資料があるのだから、もう少し皆さんにきちんと見てもらって、もっと理解してもらった方がいいよと言ったのですが、30分くらいのビデオにもなっています。それから、代表に決まった20人の中学生が、結団式で決意表明をするわけです。また、帰ってきたら報告があります。それを聞いていると自分たちが中学生の頃はあんな所ま

で行かなかったよと。距離もそうだけれど、内容的に非常にしっかりしている。かけたお金に対してどうだかは分かりませんが、非常に良いことだと思いました。だけれども、そこで止まってしまうから。全体のことになるのかということ、行った子どもと家族、あるいはエレンズバーグの人が泊まった家の人たちはいいですよね。遠くにいる人は分かるのかということになると、分からないわけですよ。自分はたまたま委員にぶつかったから分かったけれど、ぶつからなかったら分からなかった。でも、ここに基本条例に入れることでもないかもしれません。

委員

中学生海外派遣が始まって、何年になるのか分かりませんが、成人して、その経験をいかした仕事についている人は、どのくらいいるのでしょうか。

事務局

役場の職員で一人います。ただ、ここでいう国際交流というのは、エレンズバーグの中学生海外派遣事業については、学校の事業としての一環のものとして捉えてみたらどうかと。今、国際交流というのはもう少し違った見方があるのではないかと。では、どうというのが町としての国際交流なのか、というところで具体的には国際交流協会の中へも、その辺の疑問を投げかけていこうかというところなんです。町がどういった形で考えを持って行くのか。町の中に生活する外国人、あるいはそういった方達を通して他の国との大きな問題まで考えるか。あるいは身近な問題として、今住んでいる外国人と日本人と、どのような交流ができるのか、という部分で捉えたときに、はっきりこの辺がしてこないのか、国際交流をのせても、どう動こうかなという部分で消してあるわけです。

委員

理念としては分かるけれど、外国人の多い大泉とか伊勢崎市などになると、必要性もでてくるわけですが、ある程度、実情としてそれに対応する必要性がでてくるという辺から議論をしていくので、今何もない状態で議論をしろといわれても、ちょっと難しいですね。

司会

この基本条例そのものも、三年に一度とか見直しをするものですよね。その時に準じて見直しすることはできますよね。では、今回、国際交流については入れないということでもよろしいですね。

(承認される)

司会

では、第12章この条例の位置付け、第13章この条例の検討及び見直しについてです。

委員

第28条の最高規範性は「町は条例、規則、規定を定めるときは、この条例を最大限に尊重します」。第2項に、法令遵守として「住民、議会、町は法令を守る。」を入れてみてはいかがでしょうか。

委員

この条例の終わりの方である第28条に、「条例の位置づけ」をもってくるのがいいのでしょうか。それとも、一番最初の前文に書くか、第1章総則に入れるのか。どうも、条例の位置づけを最後の方にもってくるのはいかがなものでしょうか。

委員

日本国憲法の最高法規は、終わりの方にあります。逆に終わりの方がいいです。終わり付けた方が重みがでるのです。

委員

この自治基本条例をずっと読んでいって、成る程と思って、最後に最高規範性がでてくると、やっぱりそうかと思うのではないのでしょうか。

事務局

憲法の最高規範性は、第10章にあります。第11章が補則ですから、一番最後になります。

司会

では、このままでよろしいですね。
(承認される)

司会

では、全項目についてご検討いただきました。たいへん長時間になってしまいましたが、あと何点かお話がありますので、よろしく願いいたします。協議事項2) 玉村町自治基本条例(仮称)に関する審議会条例(案)についてですが、以前に皆様のところに、審議会条例案が送られていると思いますが、この条例案でよいかご意見をいただきたいと思います。その中の第7条幹事について事務方から説明があります。

事務局

たいへん申し訳ないのですが、審議会の委員さんにつきましては、町長の附属機関ということで報酬がでるのですが、幹事さんについては報酬でないボランティアということになるのですが、そのへんの所をご納得していただければと思うのですが。

司会

幹事は、この委員の中から6名選出されます。その方達には事務方と同じ側に座っていただいて、審議会委員さんから色々な質問を受けて答弁するという性質になると思います。その場合は無報酬ということになるのだそうで、その点をご理解いただきたいということでございます。

委員

事務局の構成員ということになるのですね。

司会

そういうことです。それでは、皆さんご了解いただけましたでしょうか。

(承認される)

司会

では、次に協議事項3)玉村町自治基本条例(仮称)の策定過程のホームページ公開について。今回、皆様のお手元に配られた資料にあるとおり、このように載せたいと思いますが、このような形でいかがでしょうか。

(承認される)

司会

それでは、前回の会議で〇〇さんのご質問の中で、自治基本条例を制定する前と後で変わったことはという質問がございましたので、その点について事務局から回答をお願いいたします。

事務局

これにつきましては、調べてみたのですが、実際の所、結果的には分からなかったというのが現状です。全国初の条例を作ったニセコ町でも2001年ということで、それ以外ですと年数も更に短い。あるいは合併して既にその町が無くなってしまっている。その合併した先で作っている自治体もあります。そのような中で、はっきりした効果が確認できなかったということでご報告いたします。

司会

ありがとうございました。それでは、最後になります。次回の会議の日程についてですが、ここでは、7月28日の予定とあるのですが、実は今決算監査をしております、監査が28日も入っております。次の29日にしていただければと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

(了解を得る)

では、29日金曜日、時間は午後1時30分からお願いします。

事務局

場所については、おってご連絡いたします。

司会

以上で、本日の会議の次第は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、皆様にご意見をいただき、本当にありがとうございました。良い草案ができるのではないかなと思っております。今日のご意見を事務方の方で、全て作っていただいて。それを皆様の所へお配りするというので、よろしいですか。

事務局

前文についてですが、事務局でもまとめてみたいと思いますが、今日の意見の中で、こんなようなものを作ってみたというのがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

司会

前文が問題になっているようでございます。委員の皆様のお知恵を是非お貸しいただきたいと思っております。本日は、たいへんありがとうございました。